令和6年度イノシシ管理検討協議会傍聴要領

岩手県環境生活部自然保護課

1 傍聴定員

傍聴者の定員は、10人とします。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で受付を行い、 事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、 なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。 ただし、事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 補足事項

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮って定めることとします。